別表第27の２の１中⑺を⑻とし、⑶から⑹までを⑷から⑺までとし、同⑵中「別表第25の１⑵」を「別表第26の１⑶」に改め、同⑵を同⑶とし、同⑴の次に次のように加える。

⑵　アスコルビン酸ナトリウム

別表第28の１中⑨を⑾とし、⑷から⑻までを⑹から⑽までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

⑸　トルエン

測定対象成分を含まないもの

別表第28の１⑴から⑶までを次のように改める。

⑴　精製水

測定対象成分を含まないもの

⑵　亜硫酸水素ナトリウム溶液（１ｗ／ｖ％）

⑶　メチルアルコール

測定対象成分を含まないもの

別表第28の２の１⑽中「別表第28の１⑼」を「別表第28の１⑾」に改め、同⑽を同⑿とし、同⑼中「別表第28の１⑻」を「別表第28の１⑽」に改め、同⑼を同⑾とし、同⑻中「別表第28の１⑺」を「別表第28の１⑼」に改め、同⑻を同⑽とし、同⑺を同⑼とし、同⑹を同⑻とし、同⑸中「別表第28の１⑷」を「別表第28の１⑹」に改め、同⑸を同⑺とし、同⑷の次に次のように加える。

⑸　窒素ガス

別表第28の１⑷の例による。

⑹　トルエン

別表第28の１⑸の例による。

別表第28の２の１⑴から⑷までを次のように改める。

⑴　精製水

別表第28の１⑴の例による。

⑵　亜硫酸水素ナトリウム溶液（１ｗ／ｖ％）

⑶　メチルアルコール

別表第28の１⑶の例による。

⑷　四ホウ酸ナトリウム溶液（0.01mol／Ｌ）

別表第29の１中⑰を㉔とし、⑯を㉓とし、⑮を㉒とし、同⑭中「別表第19の１⑹」を「別表第19の１⑽」に改め、同⑭を同㉑とし、同⑬を同⑳とし、同⑫中「別表第19の１⑶」を「別表第19の１⑹」に改め、同⑫を同⑲とし、同⑪中「別表第19の１⑸」を「別表第19の１⑼」に改め、同⑪を同⑯とし、同⑯の次に次のように加える。

⑰　炭酸ナトリウム（無水）

⑱　イソアミルアルコール

測定対象成分を含まないもの

別表第29の１中⑩を⑭とし、⑭の次に次のように加える。

⑮　ヨウ化カリウム

別表第29の１中⑨を⑬とし、⑧を⑫とし、⑦を⑪とし、⑥を⑦とし、⑦の次に次のように加える。

⑧　塩酸

⑨　空気又は窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

⑩　無水硫酸ナトリウム

測定対象成分を含まないもの

別表第29の１中⑤を⑥とし、⑷の次に次のように加える。

⑸　アスコルビン酸ナトリウム

別表第29の２⑶ア中「別表第15の２⑼ア」を「別表第15の２⑾ア」に改める。

別表第29の４⑴中「測定対象成分を含まない」を削る。

別表第31の１中⑷を⑸とし、⑶を⑷とし、⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　無炭酸精製水

精製水を約５分間煮沸して二酸化炭素及び炭酸を除いた後、空気中から二酸化炭素を吸収しないように常温まで放冷したもの又はこれと同程度の品質を有するもの

別表第31の１⑴を次のように改める。

⑴　精製水

別表第32の１⑷中「別表第31の１⑷」を「別表第31の１⑸」に改め、同⑷を同⑸とし、同⑶中「別表第31の１⑶」を「別表第31の１⑷」に改め、同⑶を同⑷とし、同⑵中「別表第31の１⑵」を「別表第31の１⑶」に改め、同⑵を同⑶とし、同⑴の次に次のように加える。

⑵　無炭酸精製水

別表第31の１⑵の例による。

別表第32の１⑴を次のように改める。

⑴　精製水

別表第33の３中「精製水」を「無臭味水」に、「上記２」を「上記３」に改め、同３を同４とし、同２を同３とし、同１を同２とし、同２の前に次のように加える。

１　試薬

⑴　精製水

⑵　粒状活性炭

⑶　無臭味水

精製水を粒状活性炭１Ｌ当たり毎分100～200mlで通したもの又はこれと同程度の品質を有するもの

別表第34の３中「精製水」を「無臭味水」に、「上記２」を「上記３」に改め、同３を同４とし、同２を同３とし、同１中「別表第33の１」を「別表第33の２」に改め、同１を同２とし、同２の前に次のように加える。

１　試薬

⑴　精製水

⑵　粒状活性炭

⑶　無臭味水

別表第33の１⑶の例による。

別表第35の１中③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

⑴　精製水

測定対象成分を含まないもの

別表第36の１⑵中「別表第35の１⑵」を「別表第35の１⑶」に改め、同②を同③とし、同①中「別表第35の１⑴」を「別表第35の１⑵」に改め、同①を同②とし、同②の前に次のように加える。

⑴　精製水

別表第35の１⑴の例による。

別表第37の１中③を④とし、②を③とし、同①中「別表第35の１⑴」を「別表第35の１⑵」に改め、同①を同②とし、同②の前に次のように加える。

⑴　精製水

別表第38の１中④を⑤とし、①から③までを②から④までとし、②の前に次のように加える。

⑴　精製水

測定対象成分を含まないもの